

平成19年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成19年3月20日(火)午後1時30分開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

7 番 熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 議席番号 7 番、会派改革の熊谷祐子です。

私は 3 点通告いたしました。3 番目の請願についてから始めたいと思います。あとの二つの通告は、時間がありませんということにしたいと思います。

では、請願についての一般質問を始めます。

3 月議会に先立ち、2 月に市民の方から 2 項目について請願が出されました。1 項目は、小児医療通院費の中学校卒業までの無料化について、もう一つの請願は、学童保育を学校敷地内でも実施してほしいという請願でした。まず、この 2 項目について質疑した後、最後に請願ということについて質疑し、まとめたいと思います。初めに、小児医療通院費の中学校卒業まで無料化についてから始めたいと思います。

乳幼児・小児医療費を中学校卒業まで無料にする請願が、約 3,500 人の署名を添えて、請願者より瑞穂市議会 藤橋議長あてに出されました。まず松野市長に、この請願についてどのような御見解を持たれているかお尋ねしたいと思います。事務的なことをお尋ねしているわけではございませんので、担当部ではなく、松野市長にお答えいただきたいと思います。以下、質問席に移らせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 請願についてどのように考えておられるかというお話でございますけれども、この件につきましてのそれぞれの考え方があると思います。それで私は、この請願につきましては、議会で御審議をいただくということになっておりますので、その御審議の過程に影響のあるようなことは避けたいと思いますので、この件についての私の考え方を申し上げることは遠慮させていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ただいま市長より御答弁いただきましたが、この小児医療通院費義務教育終了まで無料につきましては、既に市長側から議案として3月1日の議会初日に提案され、3月14日の厚生常任委員会で議案については可決、請願については採択されております。したがって、あとは23日の議会最終日の採決を待つだけになっております。ここで市長に御答弁いただきましたとしても、議会側に重大な影響を及ぼすとは思われません。

さて、ただいま述べさせていただきましたように、この請願につきましては、執行部、松野市長の名前で議案が提出されているということですので、委員会で既に可決として通っておりますので、以下、この内容について少し詳しく精査・検証していきたいと思っております。

まず第1点ですが、松野市長から議案が提案され、委員会ではもう既に可決となりました。今までこの件につきましては、何度もこの議場でも、中学校卒業まで、義務教育終了まで無料にしたかどうかというのが、主に共産党から提案されております。その都度、広域でやるべきことであるということでした、市長のお答えが。その詳しい資料を2月26日に市長室で市長より受け取っております。この資料を見ますと、岐阜県には42市町あり、中学校卒業まで入・通院費を19年度から新たに無料とするというところは、1市2町しかありません。現在、18年度は一つもありません。19年度からということでも、1市2町しかありません。広域ではやっていないということになりますが、市長から無料にするという議案が提案されました理由を松野市長にお答えいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） この件につきましては、委員会のときにも御説明を申し上げております。私自身、こういう問題というのは、一町で考えることではなくて、全体で考えるべきだという考え方は変わっておりません。その意味で、この地域の市町の動向というものは、絶えず注目をして見てきたということでございます。それで見ておりますと、この新年度から小児医療の無料化の対象というものをどんどん広げていこうという動きが見えてまいりました。その中でも、特に顕著に出ておりますのが、小学校6年生まで全部無料化という、まず一つのステップというものが目に見えてきたということが言えるわけでございまして、小児医療の無料化というのは一つの方向として出てきたというふうに判断をし、その場合にどこのステップで切るかという課題があるかと思っておりますが、小児医療というものの考え方であれば、中途半端な切り方をしない方がいいという判断をしたわけでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 小学校6年生まで入・通院費を無料化するということは、確かにふえてまいりました。その流れを見て、中途半端な切り方はしない方がいいということで、義務教育終了まで無料にするというふうに御答弁いただきましたが、段階的に他の市町はふやしてい

っているわけですね。6年生までやっていたところは、次に小学校6年生まで、入院費のみ無料にしていたところは、次の段階で通院費まで無料にするというふうに、通常は段階的にふやしておりますが、瑞穂市の場合は、県の最低基準の小学校就学前まで入・通院費を無料にしていたのを、一気に小学生、中学生とも入・通院を無料にしたと。段階的にしないで、一気に1億円もふやしてというのはどういう御判断でございましょうか。お答えいただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） だから、今説明を申し上げましたように、一つの流れというか動きとして出てきているのをとらえて踏み切ったと、こういうこととございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 一つの流れとしてということを確認させていただきました。

この市長提案につきましてほかに確認したいことは、初めに松野市長がマニフェスト、公約でこのことを明記されたものを配付するのを始められたのはいつでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） ちょっとお尋ねの意味が十分にとれませんので、もう少し正確に。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 私は2月19日に、市長の後援会が発行しております後援会のチラシ、事実上はマニフェストというふうに受けとめるものですので、マニフェストというふうに申し上げましたが、後援会チラシです。これに、乳幼児医療費中学校卒業までの無料化と書いていないで、無料化に向けてという書き方がしてありましたが、このチラシを配付し始めたのはいつでしょうかという意味です。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は、私の後援会への入会の御案内の書類なんでしょうか、それともその後、会員の皆さん方にいろいろと施策について御検討くださいということで会員の皆さんに配付した資料でしょうか、どちらでございましょうか。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） もしかしたら、松野市長御自身は御存じないのかもしれないと思うんですが、中に入会申し込みの紙が挟んでありまして、外側はマニフェストになっております。私がこれを手にしたのは2月19日でしたから、2月の大体中旬にこの乳幼児医療費の中学校卒業までの無料化という事実上公約を出されたものと受けとめました。この件につきまして、1月21日に堀孝正議員が後援会チラシに同じ内容、事実上公約になると思うんですが、これを

配付始めました。次期市長候補予定者になっていらっしゃる堀議員です。このことと関係があるかどうかだけお答えください。

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げます。

私の方に受け付けておる内容とは大分離れておりますので、その点よく考えて質問してください。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 私は初めに、請願について質疑をきょうはするというふうに申し上げました。請願を受けて、この議案を出したものではないという説明を受けておりますので、関係があるかどうかの検討を私はさせていただいておりますので、質問にお答えいただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） いろんなまちづくりに対しての考え方は、その人その人それぞれでございますので、堀さんがどのようにお考えになっているかということと、私がどう考えるかということとの間には、それぞれの独立性があると思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） つまり、関係がないということによろしゅうございますね。

もう 1 点、確認させていただきます。請願署名が 2 月 1 日から始まり、ちょうど 3 週間、21 日間続きました。約 20 日間しかなかったにもかかわらず、1 日に 165 人という勢いで署名されました。この流れをにらみながらというか、関係があるかどうかを確認したいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これも関係ありません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） わかりました。関係ないということですね。請願の動きとも関係ないし、堀議員のマニフェストとも関係ないし、市長みずから決心なされたものという御答弁でした。

次に、この医療費無料化の施行期日、実施時期を 10 月 1 日から施行日というふうに議案に載っております。委員会質疑を傍聴しておりますと、総括質疑でもお聞きしましたが、御答弁は、事務処理と周知徹底に時間がかかるので 4 月 1 日からはできないということでした。

いつから市長が 3 月議会に出される議案を検討され始めたのかということをお聞きしましたら、堀議員のマニフェストとも請願署名とも関係なく、12 月から検討を始めたというお答えをいた

だいております。であれば、12月、1月から数えたとしても十分3ヵ月はあるわけで、事務処理が間に合うのではないかとお考えかもしれませんが、間に合わないということでしたが、この件につきまして、近隣市町を調べてみました。4月から入院費も含めて新たに実施されるところを調べますと、一番新規対象が近いのが大垣市です。大垣市ではここと一緒に、3月議会で議決をもらって、4月から実施なんですね。準備にどれだけかかっていますかというふうに聞きましたら、3ヵ月準備にかけた。つまり、1月、2月、3ヵ月間なわけです。瑞穂市もほぼ同じ新規対象者4,700人、大垣市が4,400人、であれば、12月から検討したのであれば、3ヵ月で間に合うと思うのですが、これはやっぱり間に合わなかったのでしょうか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 12月終わりに、一応近辺の状況を見まして、大体1月に方向性を決めたということでございますけれども、その時点でこの条例が通ってから準備をせよということで、施行期日を10月1日としたわけでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） つまり、12月から検討し始めても、4月1日には間に合わないということとでよろしいですね。そういうお返事ですね。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これ、時間的にはできるじゃないかというお話ですけれども、議会で議決もされておらないのに無料にするということは、対象の子供たちの保険証を事前に配付しなきゃやれないんです。4月1日ですと、もう今、既に皆子供たちのところに入っていないんですよ。それが、要するに許されるかどうかという問題だと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） つまり、瑞穂市の場合は、3月議会で通ったといっても、12月から市長自身が検討されていたという答弁をいただいておりますから、大垣市と全く同じなんですね。人数的にも同じだし、準備期間も3ヵ月で間に合う。準備期間だけの話ではないというふうに今言われましたが、それでしたら例えば3月の終わりに配付しても間に合うわけですが、4月からでなければ、5月からとか6月からとか、7月からというところも可能だと思います。ちなみに調べましたところを申し上げますと、本巣市は3月議会で通し、ほとんど事前準備なしだったので、6月1日から実施だそうです。高山市は、2月初めから準備を始めて2ヵ月でやって4月1日から。大垣市は先ほど申し上げました。3ヵ月準備をかけて、3月議会で通して4月1日から。下呂市は3月議会で通して、4月1日から。下呂市の場合は、県の行政情報センターと組んでいるので、事務手続が非常に早いというお返事でした。このように、4月か

ら新たに実施する他市町を聞いてみますとかなり、市が提案する場合ですね。議員が提案する場合は、それから受けて事務手続にかかると思いますので、当然遅くなると思いますが、もう市の側が、市長の側が考えていたという場合は、議案は多分通るだろうということで、準備を先に始めているわけですので、準備期間が非常に短いと。したがって、配付も間に合うということで、4月から、または6月からというふうになっているわけです。この点につきまして、瑞穂市は12月から準備をした。検討を始めていたにもかかわらず、10月1日から実施するというお答えを得たということによろしゅうございますね。

つまり、この小児医療の中学校卒業まで入・通院費無料は、堀議員のマニフェストにも全然関係ないし、私はここで一番取り上げたいことは市民の方の請願の問題ですが、請願とも全く関係ありませんということを確認させていただきました。という市長の御答弁を確認させていただきました。

次に、二つ目の請願、学童保育についてへ移らせていただきます。

学童保育について常任委員会で話し合われたのが、3月16日の文教常任委員会でした。これに市長は御出席なさいませんでした。文教常任委員会と、私の属しております総務常任委員会が同時設定されたので、市長にその場でお尋ねしましたら、必要と思う方に私は出席しますということで、ずっと丸1日、総務常任委員会においでになられたので、学童保育の請願について取り上げられた文教常任委員会には御出席なさいませんでした。こういう日程は議会が組んだわけですし、私、3月16日に都合いいですかということは一言も委員長さんから声なく設定されてしまったわけですが、私の話はさておき、市長におかれましては、議会において1日1委員会、ほかの委員会と重ならないようにする。これは、もちろん市長の御出席をいただきたいからという理由もあるわけですが、今回同時設定されて、請願の出ている文教常任委員会に御出席できないということについてどのように受けとめられたかお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 議会の日程は議会でお決めになることですので、私が介入すべきことではないというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） それはわかります。市長として、請願が出るというのは、もちろん議会の側に出るわけですが、採択された場合は市長の側に送られるわけですし、市民の願いですので、議会が採択・不採択、どちらにするかにかかわらず、市民というのはこういう要望を多く持っているんだなあということは、もちろん受けとめられると思うんですね。そういうお立場上、出席できない日程に議会がしたということについて、何のアクションもなさらなかったとか、それは仕方ないと、つまり言葉を変えれば、出られる日程にしてほしいとか、そうい

うことをする必要は何も感じられなかったのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） これは、その会議の中での討議の内容とかそういうようなものは、要するにその後でも確認ができます。強いて言えば、現場での一つの雰囲気とか、そういうものがつかめないという問題点はあると思いますけれども、内容的な問題については、私は事後の報告でも、ある程度のウエートでつかめるといふふうに判断しております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 大変お忙しい身ですので、幾つかの出るべき会議が重なるということはおありだと思います。そういうときに、後から報告を聞いてつかむということは、当然おありだと思いますが、請願ですので、市民はどのような理由で、どの程度切実にその内容を要望しているかということは、市長としてはつかみたいし、そしてそこに出て、御自分の意見は言われたかったのではないかと私は思いますが、後から聞けばわかるという御答弁だったということを確認させていただきました。

ここで、この二つ目の請願内容ですね、学童保育を小学校敷地内でもやってほしいと。これに署名なさった方が 3,457人いるわけです。原則として請願者の方は、署名を有権者に今回限りました。この請願というのは、後ほど確認したいと思いますが、外国人であれ、子供であれ、禁治産者であれ、だれでも権利があるというぐらい重要なものです。そういうふうに子供でもできるんですが、有権者に限って署名してもらって、およそ 3,500人の署名、賛同者をもたらしたわけです。これは、瑞穂市の有権者の約10人に1人の署名でした。ということは、このことを希望する人が瑞穂市民には非常に多いというふうに受けとめることには異議はないと思いますが、ここで学童保育を学校敷地内でも実施してほしいという、今までも要望が出ているということは、私がたびたび議会でも申し上げましたので、一つだけ具体的なことを確認させていただきます。

今度、巢南地区の古橋の南小学校が増築されます。瑞穂市は御存じのように今どき珍しく、小学校の増築をしなければ追いつかない。これは少人数指導の関係もありますが、子供の数もふえるかちゃんちゃんであるということで、とにかく減っていないということで増築が相次いでおります。おとしは本田小学校を増築し、昨年は穂積小学校を大規模改修し、4部屋普通教室をふやしました。今回、南小を増築し、さらに続いて牛牧小学校の増築も計画されております。今まで三つの小学校の増・改築があったわけですが、いずれも学校敷地内で学童保育をやってほしいという要望が強いことを取り上げましたにもかかわらず、その都度議会では、増・改築に当たって、学童の部屋はつくらないという御答弁を執行部からいただいております。確認させていただきますが、南小の増築についても、この点は考慮されないのでしょうか。御

答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 御指摘のとおり、特に考慮されておられません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 理由をお聞きしたいところですが、文教常任委員会の話し合いの結果をお聞きしましたら、必要とする工事だけするというふうに、今井教育長さんでしたか、福野次長さんでしたか、答弁があったということです。学童保育の教室をせっかく増・改築ラッシュでつくるチャンスがあるにもかかわらず、つくる必要はないという御判断でしょうか、御答弁ください。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 従来どおりです。特に、学童保育のための教室を設けるという方針ではありません。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 私も議員になりまして3年たちまして、ふなれながらこういうやりとりをさせていただいてきましたが、教育委員会も苦しいところがおありだと思います。松野市長に改めてお尋ねいたします。今まで何度もお聞きしていますが、ここで改めて、学校敷地内に学童保育をやらないという理由をお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） やらない理由は、今までにも何回も申し上げてきておるとおりでございます。基本的には、学校と放課後は切り離すべきだというのが私の考えです。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 学校と放課後は切り離すべきだという御答弁でしたが、きょうは傍聴人の方が大変たくさんお見えですが、ちょっとわかりにくい言葉だったかもしれませんが、つまり今まで松野市長にお聞きしておりますのは、学童というのは、法的に限定されている市町村がやらなければならない事業になっています。それはどういう内容かといいますと、仕事などで子供の面倒を見られない親にかわって自治体は見なければならぬと、幾つもの法律で決められておるわけですね。そういう法的趣旨を自治体のトップとして取り上げてこなかったということになります。先ほどの一つ目の請願の小児医療無料化と受けとめ方が全く逆であることにお気づきでしょうか。小児医療につきましては、広域でやるべきことだからやらないと言っておいて、広域で中卒まで入・通院費を無料にするところは依然として非常に少ないに

もかわらず、流れであるから、先取りということも委員会で市長は言われましたが、先取りすると言ってみずから議案を提案してなさっているにもかかわらず、こちらの学童を学校でやるということは、全く広域化していますね。学校を一つも使わないで、かつ、親、民営でやらせている。市がやっていないというのは、岐阜県内で瑞穂市一つです。ですから、広域であることを無視しているわけですね。

さらに、国の流れとしましても、「放課後子どもプラン」通達というのが文科省と厚労省から出ていまして、安全・安心の観点から子供の居場所づくりとともに、学童保育を学校でできるだけ敷地内でやるようにという通達が出ております。つまり、請願の一つの乳幼児医療費は、広域の流れがないにもかかわらず、流れを先取りしますという言い方で、みずから議案を提案なさって、1億円かけてこの時期に実施する方向に行き、学童保育は他の自治体、これは岐阜県だけじゃないと思いますけど、よそと比べてもだと思えますが、広域の流れを全く無視し、国の流れも無視してかたくなにやりませんとおっしゃるこの違いですね。主に学童についてお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私、学童保育というか、子供の居場所づくりを必要ないということは一言も申し上げておりません。各地でもそれなりにお母さん方ともお力添えをいただきながら、それぞれに一つずつ、十分ではないかもしれんですけども、一步ずつ前へ進めておるつもりでございます。私はむしろ逆にお伺いしたいのは、なぜ学校にそうもこだわられるかということでございます。それも教室に、私はむしろその方に疑問を感じます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） なぜこだわるかは、今も、それから今までの議会でももう既に何度も申し上げてきましたが、改めてここで申し上げます。どこから申し上げたらいいかわかんなくなるぐらいの話なんですけど、学校にこだわるわけではないんです。よそは児童館や公民館、岐阜市なんかは学校敷地内に、校舎に隣接して公民館があってそこでやっているところもありますし、児童館でやっている町もあります。ですから、そういう場所があれば、国の流れは学校でと言いますけれども、瑞穂市においてそれでも構わないと思うんですが、それが無いという現状を今まで申し上げてきました。

それから、教室になぜこだわるかと言われましたが、これも私は必ずしも教室とは言っておりません。可児市は、とつてもかわいらしいという修飾語をつけたいんですが、プレハブを敷地内に全部整備いたしました。それでももちろん構わないということも再三申し上げてきましたので、ちょっと違って受け取られておりますが、もう一つちょっと間違っ受けとめられていますのは、私は学童に関してだけ申し上げているので、居場所づくりについては申し上げて

おりませんので、親が働いている子の面倒を放課後どう見るかと。居場所づくりというのは、だれでもそこに行っていいたいというものですので、それは除外しておりますので、よろしゅうございますか。御答弁お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、非常に貴重なお言葉をいただきまして、ありがとうございました。学校にこだわるわけではないというお話でございました。私もそれなりに、学校の周辺で適切な場所を見つけながら整備していくという気持ちを持っておりますので、考え方としては基本的に何ら違うところはないということを確認させていただきました。ありがとうございました。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 私の答弁をすりかえられたと思います。昨日、山田隆義議員が「すりかえ市長」とかという言葉を使われましてあれを聞いていましたが、今もそうだったと思います。私は、学校敷地内で構わないと言っているわけではありません。学校敷地外に適切な施設がないから、学校しか今の瑞穂市ではないのではないかということで、学校と申し上げているわけです。もう一つは、国の流れが安全・安心ということから、学校で面倒をなるべく見なさいという流れになっているということを申し上げました。3年間、やりとりをしてきましたが、この問題にこれ以上深入りをするのはここまでにいたしまして、最初に申し上げましたように、請願というもののそのものについて、市長の御見解、御認識を伺いたいと思います。

そもそも請願の憲法上の位置づけ、歴史的な意味。憲法16条、憲法ですね、法律じゃなくて。国の最高法規の16条に、国民なら、先ほど申し上げましたように、禁治産者であっても、未成年者であっても、外国人であっても、個人であっても、法人であっても、請願の権利があると。何者もこの請願をすることによって差別されないというふうに保障されておりますが、この歴史上の意味をどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。市長、御答弁ください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は、憲法どうのというそんな難しいことはわかりません。ただはっきり申し上げまして、請願というのは市民の中での一つの御意見だというふうには受けとめておりますので、それなりにまじめに検討はさせていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） ぜひまじめに検討していただきたいものだと思います。

私たちが議員になったときに、議員の憲法といいますが、議員必携というのを配付されます。ここに、このように書いてあります。この請願制度は、歴史的に見ると封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され、制約されていた人民の権利を救済する制度としてつくられ、今

日に至っているものであると。なぜ私がここでこれをわざわざ、偉そうに、ちょっと恥ずかしい気がいたしますが、読み上げるのかおわかりでしょうか。今度の小児医療費のことも請願とは関係ないとおっしゃり、学童に関する請願も、委員会に出席できない日程を組んだのは議会だからと、後から聞けば、報告を受ければよいという御認識だったわけですね。今読み上げたように、請願制度というのは、絶対的な権力に対するものとして、歴史的につくられていったものなんですね。ということは、この瑞穂市で、この二つのことに、有権者の10人に1人が署名したというのはどういう意味でしょうか。つまり、請願までしなければ、もっと正確に言えば、請願をしても、この程度にしか請願自体が扱われないということではないでしょうか。無視されているわけですから、2件ともです、請願とは関係ありませんと言われるわけですから。

2006年、昨年から10年間の瑞穂市第1次総合計画というのが、去年の3月議会でまとめられております。この題、表紙のうたい文句は大変すばらしいものです。表紙にはっきり書かれているテーマは、「市民参加・協働のまちづくり」です。市民と行政が一体となったまちづくりを目指します。請願までしなくても、市民の代表である議員が、この議場で何度も何度も必要性を訴えても無視され、市民が要望書を出されても、それは検討しませんと却下され、あげくに請願を出しても、請願とは関係ないという言い方で実施されるわけですね。実施されればいいと、何でもかんでもやってくれりゃあいいわと思う市民もいるでしょうが、有権者の10人に1人が駆けずり回って署名を集めたんです。そういう思いを受けとめるべきではないでしょうかというのが、私のこの一般質問の本日のテーマですが、この点についてもう一度お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 署名を集められた事実は事実でございますけれども、それですべてそのとおりにしなければならぬというものじゃなくて、その請願がまちづくりの点におきまして必要なのか。またいろんな施策があるわけですので、その中の選択というものは十分に検討していくべきだということで、今のお話の中の無視したとかどうかということは、ちょっとおっしゃり過ぎじゃないだろうか、こんなふうに思います。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 無視したというのは、「請願には関係ありません」という言葉で言われたからです。

今回のこの経過を全部見てみますと、12月に通院費無料化を検討し始め、その後、堀議員のマニフェストが配付され始め、その後に市長のマニフェストが配付され始めたのが、もう請願が始まってからなんですね。市民保険課ですか、乳幼児医療費の市長査定がいつかということ

を調べましたら、1月23日だそうですね。ですから、これに間に合わなかったのではないかと。1月23日に市民保険課の新年度予算の市長査定最終日です。1月23日です。この新年度予算書の印刷製本発注日が2月7日です。請願が始まって1週間のときです。この後、市長のマニフェストが配付され始めました。したがって、私はこの時間的な経過を見ると、もう一つ重要なことを忘れていましたが、新年度予算の中に、何と乳幼児医療費は予算化されていませんね。10月1日からの5,000万円の分も予算化されていません。なぜでしょうか。補正予算でやるから構わないという御答弁を総務委員会の質疑でいただきましたが、間に合うのなら入るはずではないでしょうか。少なくとも、1月23日の市民保険課の新年度の市長査定最終日に、もしこの時点で考えているのなら、12月から考えていたわけですから、1月23日に間に合えば、間に合うはずですので、そこで市長御自身織り込めばいいわけですから、毎年10億もお金を残しているわけですから、予備費もあるわけですから、5,000万ぐらいの予算はここに入れられたはずにもかかわらず、新年度予算に一切入っていません。ということは、間に合わなかったのではないのでしょうか。ということは、堀議員のマニフェストや請願、それ以上に請願の動きを見て、2月に入って決められたというのが本当の経過ではないのでしょうかということだけ申し上げておきます。

私が請願について市長の御見解を伺いたいというふうに申し上げましたが、ここに大変古ぼけたノートが3冊ございますが、30冊あるそうですが、私が「西岡ファイル」と名づけております新聞切り抜き帳です。いつから始まったかといいますと、1980年ごろに始まって、一気にふえていくのが1990年、平成2年です。1990年、平成2年というのはどのような年だったでしょうか。昭和22年、私が生まれた翌年ですが、1947年に松野幸信市長の母上でいらっしゃった松野友さんが村長になられました。11期43年なさって、1990年、平成2年に穂積町開発公社事件で辞職なさいました。この間、43年間なされたわけです。このときの新聞記事が、事細かにファイルされております。このときの新聞記事の見出しのみ、今から読み上げます。「長寿町政歯車狂わす」「激震穂積」「権力の錯覚」「穂積、松野町政終えん」「終えん松野ファミリー」「43年余り町に君臨」「超・長期政権」「松野王国」「穂積に地方自治は戻るか」、このような新聞記事が全国に報道されました。このときに松野友さんは辞職なさいまして、次期町長選に松野文司氏が出られましたが、このことも非常に細かく新聞報道されていまして……。

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君に申し上げる。

質問内容とは相当離れた質問でございますので、その点気をつけてください。

7番（熊谷祐子君） いいえ。

議長（藤橋礼治君） いいえじゃございません。

7番（熊谷祐子君） 先ほど申し上げましたが、請願というものを今回取り上げております。請願というのは、歴史的意味として、人民というふうに書いてありますが、今だったら市民と

か住民というと思いますが、市民の声が通らない場合に請願という方法が確立されていったわけですから、その対極にあるのがこういう体制なわけですから、私は関係があると判断いたします。

続けます。このときに幸信氏が、昭和工業の役員室で松野文司氏を立てた、「あんた、町長選に出てみないか」と説得したという新聞記事もございます。4年後に、今度は1994年、平成6年に幸信氏が当選なさいました。

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君に再度申し上げます。

内容が全然違いますので、その点気をつけて。

7番（熊谷祐子君） 松野幸信氏が当選なさったときの新聞の見出しは、「松野ファミリー」、または「松野王国」、または「一族町政復活」、「世襲批判かわし」という言葉でした。私は、今回の請願に対する市長の態度が、先ほど議員必携を読み上げましたように、市民の声を聞かない、耳を傾けない、そのとおりにするというふうに申し上げているわけじゃありませんので、先ほど請願は何でも聞かなきゃいけないのかというふうにおっしゃいましたが、検討すればいいわけで、請願全部聞いていたら、請願がたくさん出てくる町なんて大変だと思いますから、そんなことは私も思っておりませんので、耳を傾けるということです。

先ほど読み上げましたが、議員必携にありますように、封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され制約されていた市民、住民の権利を救済する制度として、そもそも請願制度というのはつくられているわけですから、今回市民から出ました二つの請願に対して市長のとられました態度が、ここに書いてあるものと私は似ているなと思ったものですから、ただいま議員の皆様の批判を一身に浴びましたが、これを読んだときに、ああこういうことかと腑に落ちるものがございましたので、読み上げさせていただきました。

こういう私の見方につきまして、反論がございだろうと思っておりますので、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、お話を聞いていますと、私が封建君主のように思われているんですけども、私自身は4年ごとの任期で、市民の皆さんの御批判をいただきながら選ばれて市長を務めさせていただいておりますので、4年ごとが一つの区切りだというふうを考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 1994年、幸信市長が初めて市長に当選されたときのインタビューが出ております。平成6年8月4日木曜日、そのときは町長でしたね。ここの見出しがこうなっております。「町民の声を謙虚に聞きたい」、その中にこういう言葉がございます。「まちづくりについての反対意見には、謙虚に耳を傾けたい。だが、単なる反松野は相手にできない」。

反松野はわかりますが、単なるというのは、このときどういう意味合いでお使いでしょうか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 単なる反松野はということで申し上げましたのは、松野が考えていることだから、やることだから反対だ、町のためにプラスになるからとかマイナスになるから反対だという議論ならいいけれども、松野が言うから嫌だという話は困るということをお願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7 番（熊谷祐子君） 全くそのとおりだと思います。

あと1分でございますが、このように私は単なる反松野というふうに見られるのかと思いましたが、そうではないということで、また市長になられましたら、ともにいいまちづくりに励み、論戦を交わしたいと、お待ち申し上げております。失礼いたしました。

これにて質疑を終わります。

〔 挙手する者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 緊急動議。

議長（藤橋礼治君） 緊急動議ですか。

議事の都合によりまして暫時休憩をとりますので、その後の再開しましたときに若園五郎君の動議を承ります。暫時休憩します。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 3 時04分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔 挙手する者あり 〕

議長（藤橋礼治君） 3 番 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 一般質問は、市政に対する姿勢を執行部に伺う場でございますが、一般質問から逸脱している項目がございまして、一般的議会人として逸脱しているというふうに思います。再三の議長の2回の制止を振り切り一般質問を続けられたことについて、議長から熊谷議員に注意をお願いいたします。以上。

議長（藤橋礼治君） 熊谷議員に申し上げます。

一般質問につきましては、当市の行政全般にわたり、執行機関に対して事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告・説明を求め、また質問をたすこととあります。また一般質問は、大所高所から政策を建設的な立場で論議すべきであります。

今後はそのことをよく理解をして、一般質問に注意するよう願います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

今、議長から熊谷議員に対する注意が行われました。しかし、私は、先ほどの熊谷議員の1時間の枠の中での質問の内容について、議長が熊谷議員に注意をする中身ではないと思います。若園議員が具体的に動議ということで提案をされましたけれども、その後、議長が休憩を宣して休憩に入って、今の冒頭の発言になった経緯がございますけれども、これは熊谷議員の一番最後の発言、ノートを読まれたりいろんなことを言われましたけれども、それは聞いておればわかるはずなんです。頭で考えればわかるはずなんです。それは何のために言っているかという、市長も答弁されましたように、結局43年体制続いたお母さんの時代の、いわゆる行政の姿勢とは変わっていないですねということと言わんがために、あのノートを読んだということが、聞いておればおのずとわかるはずなんです。全く関係ないわけじゃないんです。議会人として、そのことの内容というものは聞いていてわかりますよ。皆さん、わからんのですか。わからないからそういう動議を出されたんだと思いますけれども、私は議会人たるもの、それこそ議会が言論の最大場です。それぞれの見解を思い切ってぶつけ合いながら論戦をして、少しでもよりよい、住民のためのまちづくりのために頑張っていくということをお互い確認しておれば、その信頼関係があれば、今のような問題で30分も、それ以上の時間を費やす必要は全くありません。肅々とこの中で議論していけばいいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） これから一般質問を行います。

15番 星川睦枝君の発言を許します。

星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 15番 星川睦枝です。

私の方から2点質問をさせていただきます。質問席でお願いいたします。

1点目は、南小学校の校舎の増築工事についてをお伺いします。先日、他の議員からも質問がございましたが、きょうは傍聴者も多うございますので、再度御質問をさせていただきたいと思っております。

瑞穂市立南小学校の校区内である古橋、中宮、横屋地内で住宅開発が急速に進み、19年度の予算に南小学校の増築工事が予算計上されておりますが、今後の児童の推移と各学年の学級数の動向についてお尋ねいたしたいと思っております。また、今回の増築工事については、この学級数の増加に対処されるものでありますが、将来的な見解はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 星川議員の南小学校の増築工事について、児童の推移と学級数の動

向、将来的な見解ということでお答えを申し上げます。

南小学校の現在の児童数は 413名で、1年と2年は各3クラス、あとの3年から6年までは各学年2クラスずつの、それに特殊1クラスの合計15クラスでございます。今回の増築では、今後の社会増、あるいは自然増を推計しまして、6年後の平成25年には児童数が530、現在は413と言いましたが、120名程度ふえてくるだろうというふうに推計しております。各学年がすべて3クラスで、特殊学級2クラス、加えまして20クラスが必要であるというふうに想定しております。現在の校舎、すべて各学年2クラスの校舎の想定でございますので不足しております。長期的な展望としましては、新年度に予定している工事を第1期工事と位置づけまして、不足分の6教室の増築計画をし、将来的には旧の幼稚園舎の取り壊し、あるいは体育館の建てかえを含めた増築工事が必要であると考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 特に、南地域におきましては建て売り等々がふえまして、当然人口がふえる中で、小学校の教室が少ないということで増築されるわけですけれども、この中で、今の用地では本当に見る限り狭い部分がございますが、中でも今部屋をふやす中で、どういう形の進め方をされているのか。といいますのは見たところ、やはり体育館があり、すき間があり、そして校舎があり、また玄関が西側になっていると。そういう中で、まだ一度もどういう形の建て方をするという公の図面も拝見していない現状なんですけれども、その辺のところは、私は委員会が違うんですけれども、文教の方でそうした形はもう進められているのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 文教の方でもお話しし、申し上げております。簡単に説明しますと、南側の南舎の校舎、左右に3階まで立ち上がっていくというもので、6教室を確保していきたいと考えております。玄関の場合は、今、南側へ出しておりますが、北と南の校舎の間から正面玄関、学校の玄関といいますか、それをそちらの方へ移していこうというふうに考えております。当然、クラス増は先生増につながっておりますので、先生の部屋も狭くなりますが、そちらの方の面積も確保していきたいということで、第1期工事というふうで考えて、今回19年度では実施していく予定でございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） ありがとうございます。

きのうもこの件についてはお聞きしておりますので、そんなに質問するつもりはございませんが、一つだけ、私、つけ加えさせていただきたいことがあるんですけれども、先ほど私の前

に熊谷議員さんが学童保育の件でお話がありました。実は私、市議員になりましてから、学童保育の問題を取り上げたんですが、そのとき私も実は強行に執行部に一般質問をした覚えがございます。それはどういうことかといいますと、地域のコミュニティーの中を貸してほしいとか、学校を使いたいとか、いろんなことがあったんですけども、私はやはり自分の一般質問をした中で、市長さんの御答弁の中には、地域コミュニティーの中で、やはり今は過疎化の中で、子供たちが地域の人たちとしっかりと和をつくっていききたい、そういうことの中で、一つの中にこだわることは考えておりません。だから、できれば一軒家、民家が、空き家があればと、そういう答弁をいただいた中で、即座、私も近いところを探しました。そしてその中で、その当時は人数も少なかったんですが、年々増加する中でちょっと狭いかなという感じも出てきているのも現状でございます。その中で、私はやはりこうした問題が次々と年々変わってくる中で、この南小学校の増築の問題等を一般質問する中で、御父兄の御意見も実は聞きに行きました。その中で、ちょうどこれを提出する二、三日前にその中心となる方にお会いして、今の一軒家の学童クラブの様子、そしてまた中身について1時間ほど会話をさせていただいたんですが、全く学校の部屋を、今回、南小学校を増築するに当たりつくってほしいという気持ちは毛頭ありません。今の一軒家が家族の和の中で、温かい畳の上で子供たちが育っている姿を見ると、こうした場が一番ふさわしいという言葉をいただきました。すべてがそうではないとは思いますが、各地域においてはそうした思いの方もあるということも踏まえた中でお話をさせていただきました。

また御不自由な点があったら、いつでもお聞かせくださいということでお別れしたんですが、一つは時代の流れにおいて働く女性、そうした中でもっとも中身の濃い問題が出てくるのではないかなあと私は思っておりますけれども、今後ともそうしたことも踏まえた中で、執行部の方も御理解していただければありがたいと思っておりますので、この1点目については終わらせていただきます。

次、2点目でございますが、瑞穂市の道路等の開発事業についてお尋ねをいたします。

市民の生活環境を整備する上において、道路の整備は重要な課題であり、瑞穂市においても道路整備計画により着々と進められているところであります。道路整備は、市民の理解と協力により進められるわけでありまして。そこで、瑞穂市道路行政の次の点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、道路用地買収時における地権者との契約内容についてであります。買収地番、面積、価格等の基本的な事項のほかに特記事項として、特に地下埋蔵物について契約を交わされたことがあるか、またあれば具体的に事例を示していただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） ただいま御質問のありました道路買収時における地権者との契約内容

についてお答えいたしたいと思います。

まず、今御質問のありました道路用地買収時における契約内容の中に、特記事項として地下埋蔵物について契約を交わされた事例があるかという御質問に対しましては、現在のところそのような事例はございません。ただし、契約書の記載事項の中で、契約内容に疑義が生じたとき、または契約書に定めのない事項については土地所有者と協議して定めるということになっておりますので、その時点で埋蔵物等の問題があれば、再度協議を重ねることとしております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 2点目に、建築リサイクル法施行以前の埋蔵物が産業廃棄物の場合はどのように処理されるのですか。

議長（藤橋礼治君） 調整監 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） ただいまの御質問に対しましては、まず建設リサイクル法の関係について御説明をさせていただきます。まず建設リサイクル法は、特定の建設廃棄物の再資源化を義務づける法律でございます。平成14年5月30日から施行されておりますが、その際命令違反や届け漏れ、登録手続等の不備があった場合は、工事の発注者や受注者に対しまして罰則規定が適用されるというものでございます。法の施行以前は、建築現場等から出た廃棄物はそのまま処分場で埋め立てされていたものが、法施行後は、コンクリート、廃材、アスファルト廃材、木材の特定建設資材等につきましては、分別及び再資源化を行い、再生骨材、再生アスファルト、木材チップ等として再利用しなければならないことになり、処分は工事を行う者が、いわゆる工事受注者でございますが、行うこととなります。また、それにかかる費用につきましては、工事費の中で対応することとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） その処分費用は、相手さんが払われるわけですね。

議長（藤橋礼治君） 中島隆二君。

調整監（中島隆二君） 現在、瑞穂市としましては、地下にそのようなコンクリート廃材とか、アスファルト類等の特定建設資材等があると判明された場合には、特に土地買収後に事態が判明した場合につきましては、前の地権者、前所有者の方と協議して対応していくこととしております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 実は、昨年の18年度から工事を続けている道路等において、そうした

産業廃棄物が発見されているというお話が出てまいりました。そこで、その道路等にかかわる周辺の住民たちが、実は不安を感じております。やはりこうした問題は、そこだけではないような気もいたします。また、これからもそうしたものがあやもしれませんし、今後のために、やはりしっかりとその辺のところを把握していただかなければ、この解決はいつまでもできないのではないかなという思いをしております。その住民の方々においては、その工事をやったときに、実は産業廃棄物の捨て場に困ると業者の方からお聞きして、またそうした中で、自分たちが住んでいる建物の下、地下に、じゃあ何かそこもそうしたものがあのではないかと、本当に住民の方は悩んでおるのが現状でございます。

私もこれをお聞きしまして、議会もいろんな特別委員会等々がございしますが、そうした調査、今後開発をするだけして、広告を見ておうちを買われて、自分のうちを持つのに楽しく喜んで買ったところが、何十年後にいろんなことが発生するという、思いも寄らないことが出てきておるわけですね。これからは、やはりそうした問題等を行政の方もしっかりと精査していただきながら、こういった問題等に取り組んでいただきたいと思います。そして、私は最後に議会にも、先ほど言いました、土地財産調査特別委員会というものがつくられておられます。これからは、しっかりとそうしたところも調査・研究をしていただきたいと思いますという思いであります。今後ともそうした形の中で、今大勢の住民が瑞穂市に来られる中で、そうした不安のあるところだということになりますと、これからの瑞穂市の先行きも心配されます。どうか今後ともそうしたことのないように配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点、私の方から質問させていただきまして終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、19番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 会派改革の西岡一成でございます。

お疲れのところまことに申しわけございませんけれども、一般質問の最後でございますので、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

私は、情報公開と入札制度の2点について質問をいたします。

本定例会は、松野市長にとって任期4年の最後の定例会でございます。市長選まで、あと1ヵ月もございません。したがって、松野市長が今後についてどう考えるかという観点と同時に、昨日の山田議員の発言にもございましたけれども、松野市政のこの4年間をどう総括をしているか、そのことをただすのが今回の一般質問の意義であるというふうに考えております。係る観点から、さきに申し上げました情報公開と入札制度の2点について質問をさせていただきます。以下、質問席に移らせていただきます。

それではまず1点目は、入札制度の改善とも関連をいたしますけれども、情報公開についてお聞きをいたします。

給食センターの建築工事、別府保育所改築工事における設計金額は、なぜ事前に公表されないのでしょうか。また、予定価格についても事前公表をされない理由についてお聞きをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、情報公開についてということで、給食センターの建設工事、それから別府保育所の改築工事等において、設計金額、予定価格をなぜ事前に公表しないかということでございますけれども、まず条例等の関係につきまして、予定価格の作成等というのが瑞穂市の契約規則にございます。平成15年の規則第46号というのでございますが、その中の10条第3項の規定におきましては、まず予定価格は、落札者となるべき者がいないとき、または契約締結までは公開しないというふうに規定をさせていただいております。

そして、仮契約の締結につきましては、御承知のとおり契約規則の第33条、御承知だと思いますけれども、瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得たとき、当該契約が成立する旨ということで、仮契約を締結しなければならないというふうに規定されております。要は、本契約ができない場合は、あくまでも仮契約中であるということでありまして、業務が進行中でありまして、仮契約不成立のものという不成立ということもあり得るわけでございます。不成立になったときには、事前に公表されたものはもとに戻ることができませんし、新たな入札の事務に支障を来すというふうに考えられ、よって、規則第10条の規定によって、契約締結までは公開しないという規定に沿ってさせていただいているというものでございます。現在、規定どおりやらせていただくということで考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 予定価格については、後で申し上げたいと思います。

まず、設計金額についてであります。設計金額の公知性、つまり公に知られている性質、公知性についてお聞きをしたいと思います。

地方自治体が工事等の設計価格を積算する場合に、入札参加者は一般に公表されている国及び県による建設物価、あるいは積算単価表等に基づいて積算をしているのではないのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 建築工事とまた違うかもわかりませんが、基本的にはそれを基準に積算をされているのではないかというふうに思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 旧穂積町時代の平成9年9月定例会で、当時の松野町長はこのように述べられております。「予定価格に近い数字を業者が正確に入れてきているという話だが、これは相当の積算能力を持っておる企業であれば、見事にはじくということだけは申し上げておく。役所の積算単価なんかは、一応極秘ということになっているが、すべてわかっている。ですから、積算価格は1,000分の1%ぐらいの誤差でつかむことができる。問題は、そこから予定価格をどこに設定するかというところが一つのポイントである。そこが請負側の業者と発注する側とのせめぎ合いの場所になる」、こういうふうに答弁をされておりますけれども、今度は松野市長にお聞きをします。御自身の答弁に御記憶はございますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私はそのように認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そのように認識をしておるならば、普通は100分の1%というけれども、1,000分の1%ということ、予定価格を推測できると、あるいは積算単価で設計価格を推測できるということを言われておるのであれば、その認識があると言われるんですから、1,000分の1の確率なんて大変なことですよ。1,000分の1の確率ではじくようなものであれば、設計金額について事前に公表しても、とりわけ秘密にする必要はないんじゃないですか、合理的理由はないんじゃないんですか、市長。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の話の前段がございましたよね。要するに、それだけの能力のある場合ということをお願いしております。すべてのゼネコンにそれだけの能力があるということにはなりません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私が読み上げました平成9年9月定例会での当時の松野町長の答弁の中には、そういうふうな答弁はないんですね。1,000分の1の確率で、とにかく業者はもうはじいてしまうんだ、積算能力を持っているんだということで、以前にも申し上げましたけれども、したがって設計価格を事前公表してもいいんじゃないかということで、旧穂積町時代には、設計金額については公表をされた経緯もあると思うんですけれども、そのことの記憶は、松野市長、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 事前で公表するかという問題であると思いますけれども、何も無い段階では出していないと思いますけれども、その辺はどうだったか……。

〔「全協で」の声あり〕

市長（松野幸信君） いや、そうじゃなくて、その数字を出す時点ですね、私が申し上げているのは。設計価格を出す時点ですね。事前に何も無い段階でぼっと出しているということはないと思いますけれども。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長は御記憶にないということでありまして、そのことを申し上げて、出していただいた記憶は私はあるんです。ただ、合併をして以降、設計価格の事前の公表というのはなくなりました。ですから、今こうして当時の松野市長の具体的な答弁を踏まえて、1,000分の1の確率で積算する能力があるんであるならば、何も設計価格を隠しておく必要はないというふうに申し上げておるんです。ですから、事と物によるということであるならば、具体的にそのことについてこの場で再度答弁をいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私の記憶としては、事前に、要するに何も無い段階でそれをお出ししたということはちょっと記憶にないんですけれども、入札の終わった後の段階では出しているかとは思いますが、そのあたりはもう少しよく調べろということであれば、暫時休憩をいただきまして調べてみます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 入札を終わった段階での話であれば、それは私が情報公開裁判をやって勝った事例にございますけれども、その後、予定価格自体が事後公表はなされるようになっております。これは予定価格もなっておりますね。私が申し上げたのは、設計価格の問題なんですけど、いずれにいたしましても、今の市長のお立場からした場合に、じゃあ設計金額というものは、具体的にどれが出せてどれが出せないのか、それはまた、その根拠はそれぞれどうということなのか、そのことについて具体的にお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 設計価格にしましても、予定価格は当然ですけれども、私どもとしては、契約が確定するまでは出さないという現在の方針で決めておるわけでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まことに申しわけございません。ちょっとイヤホンが壊れて話が聞こ

えませんので、もう一回具体的に個別にそれぞれ、どういうケースの場合に設計金額が公開できて公開できないのか、その二つについてそれぞれの根拠を含めて答弁をお願いしますというのが私の質問であります。

市長（松野幸信君） 現在、進めております規約のとおりでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 全然私の具体的な内容に答えていただけていないというふうに思います。先ほど読ませていただいた答弁は、これ1回だけじゃないんですね。これ1回だけじゃありません。ほかの定例会の中でも同様の趣旨の発言を、当時の松野町長はなさっておられるわけですね。ですから、繰り返しお聞きをしておる次第であります。いずれにいたしましても、松野市長の態度が具体的に私の答弁に答えていないということだけ確認をしながら、やはり設計価格につきましては、具体的に事前に公表をしていただくようにこの場で申し上げておきたいと思います。

それから、仮契約後の公表の問題も言われました。そこで、また改めてお聞きをしておきますけれども、仮契約後に契約が破棄になったような事例というものはこれまでにあるのかないのか、その点を確認しておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 私の知る範囲では、今のところそういう事例はあまり聞いたことはございません。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 仮契約後に契約が破棄された事例がないということであれば、私いつも申し上げておりますけれども、具体的な工事請負契約の審議をする本会議の場で、具体的にその設計金額にしても、それから予定価格にしても、落札しているわけですから具体的に出していただきたいと思うんですけれども、そのことについても改めてお聞きをしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 先ほども説明させていただきましたように、議会の議決が要するという規定が定められておりますので、議会で議決するまでは、やはり議会の議決を待ってそれで契約がなされるという意味でありますから、やはり事前に公表すべきではないというふうに解釈できると思います。議会を無視してやるというわけではありませんので、規定に定められたとおり行くのが私は正しいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議会を無視してと言いますけれども、議会というのは執行部が提案をした議案を住民の代弁者として、住民にかわって審議をする場所なんですね。その場所において具体的に、例えば今回の例で言えば、給食センターにしてみても、それから本田のコミュニティーセンターにしてみても、それから別府保育所の改築の請負契約にしてみても、その場でそのことがわからない、設計価格がどの程度か、予定価格がどの程度かもわからない中で審議をするわけですね。これで本当に住民の立場に立って、具体的な内容を議員がよくつかんだ上で審議に臨めるかどうか。これは極めて私は不十分であると。というのは、具体的な落札価格だとかいうものを知るためには、やはり予定価格がわからなきゃできませんよね。予定価格がわからなきゃ落札はできません。

ところが、今回の給食センター並びに別府保育園の改築の問題にいたしましても、さきの臨時議会の中でも申し上げましたとおり約92%と、それから別府保育所については96.何%の落札率になっているわけですね。これを我々がオンブズマンの立場から見れば、極めて90%以上は談合の疑いが強い。そして、具体的に今回の場合は、2回入札をやって1回、いわゆる見積もりをやっていきますけれども、3回とも1位、つまり落札業者は最初から変わっていない。土屋組と宇佐美組で変わっていない。それよりもびっくりするのは、1位だけじゃなくて、下位の2位、3位の3社が3回とも順位が一緒だというふうなこと自体が談合の疑いが濃厚であるというふうに思わざるを得ないわけですね。とするならば、それを思うための前提というのは、予定価格がわかることなんですよ。そのことによって落札率を審議の場ではじいて、今のような問題について、これ、おかしいじゃないかというふうな質問ができるんですね。

ところが、設計価格もわからない、予定価格もわからないというふうな状況の中にあっては、今ここで私が申し上げたような内容についての質問はできないんです。このことが本当に住民の代弁者としての議員の使命を全うすることになるのかどうなのかということが、私の問題意識なわけであります。

ですから、その点については、従来どおりずっと同じような答弁をされておりますけれども、今は判例等いろんなところを調べてみても、情報公開条例なり、あるいは契約規則なりを、ただ抽象的に述べるだけではもうだめになっておるんですね。もうそれはだめなんです。具体的に競争上の主張があるとするならば、それは個別の具体的案件について、どこがどのように今のような競争に支障を及ぼすのかということまで書かなきゃだめなんです。ところが、我が瑞穂市の場合は、まだ私にいただいた情報公開に対する決定通知書でも、瑞穂市情報公開条例第7条第3号に該当、理由、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、まことに極めて抽象的な、いわゆる条文の丸写しなんですね。これが今の情報公開の時代における、我が瑞穂市の執行部の姿勢なんです。反映なんです。きれいに情報公開に

対する考え方がバロメーターとして出ておるんですね。そうじゃないですか。具体的に、今私が申し上げましたように、個別具体的にその理由を明らかにすべき事態、判例も、そういう審査会の答申も、来ているという認識は持たれているのか持たれていないのか、どちらですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 今、御質問をお聞きしていますと、次の工事内訳書の質疑の質問に入っておるような気がするんですけども、要は情報公開として出さないんじゃないかということの御質問として解してよろしいですか。

今たくさん話をいただきましたけど、どのことについて答えていいかわからないんですけども、最終的な、今、西岡先生がおっしゃったのは、要は次に入っております工事内訳書の開示を出したけれどもという話に入っておられますので、そのことについてお答えすればよろしいですか。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 具体的に工事内訳書のことだけじゃなくて、要するに情報公開に対して、非開示という場合のその根拠について、工事内訳書であれ、その他の問題であれ、どうなのかということをお聞きしておる、趣旨はね。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 基本的には、公開条例の示すとおり、できる限り公文書については公開していくという原点で臨みたいというふうに思っております。ただ、規定があるものについては、制限がされるという理解をいたしております。ですから、工事内訳書で言いますと、情報公開条例の中に規定がございますので、簡単に言いますと、第7条の3項というのがございまして、次の各号に掲げるものについては非公開として、あと除いて公開者に出すということになっておりまして、その項目の中に、第7条の3項に該当するのは、法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものということで、アとして、公にすることにより当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他の利益を害するおそれがあるということで、工事内訳書につきましては、要は金額は入札でやりますのでわかりますけど、その中身について出すということについては、第三者である下請、その他の関係で利害を生ずるといふことこの条文にはまるというふうに解しまして公開・非公開ということを考えますと、非公開でさせていただくというふうに判断をしているということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ですから、先ほど申し上げましたように、非開示とする場合のその理

由は、個別の案件に対する個別具体的理由を明らかにしなければいけない、そういう時代に入っている、判例上も審査会の答申の内容についても、その時代認識がとおりかどうかということをお聞きをした。そうすると、今の答弁についても、今まで私が何回質問をしてきても、同じように何にも変わらない、全然変化がない。社会は変化しておるんです。特に情報公開というものは、いわゆるインターネット、あるいは情報公開室に聞けば明らかです。宮城県がありますね。聞きましたよ。三重県も聞きました。長野県も聞きました。情報公開室に聞いて確かめました、工事内訳書の問題についても、非常に情報公開の流れが早いです。物すごく早く進んでいます。そのことからすると、福野助役の答弁は、化石みたいなものでしょう。全然変化がない。つまり、時代状況に対応できていないということなんです。一番執行部は時代状況に敏感に、住民の雰囲気、生活感覚、こういうものにどれだけ触角を伸ばして敏感であるかどうかということが一番大事なことなので、それは執行部だけじゃない、我々だって一緒です。非常にやっぱり鈍感になっています。今、だから鈍感なんです。ですから、じゃあしからば、時間も迫ってきますから、ちなみにお聞きしますけれども、設計金額、予定価格の事前公表をしている自治体の実体は、全国的にどうなっているんでしょうか。あるいはまた、県下的にはどうなっているんでしょうか、お聞きをいたします。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 細かい資料までは今現在持ち合わせておりませんので、事前の通告の中にそれも入っていませんでしたので、それは調べてございません。御理解をいただきたいと思えます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それはまず調べておられますか。県下の実態とか、全国的な状況、つまり事前公表だとか、あるいは設計金額の事前公表、もちろんその中に事後公表、あるいはその施行実施をしているとかという具体的内容について調査・研究はされていますか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） プロジェクトのような形ではやっておりませんが、実際に担当部署におきましては、研究はいたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 実際やっておりませんと。担当部署で云々という話がありますけれども、ここはやっぱり執行部の代表の答弁を全住民の皆さんに責任を持ってやっていく場なんです。

ですから、私も極めて不勉強の一夜漬けのような程度のことなんですけれども、要するにイ

インターネットで見ればすぐわかるんですね。平成18年3月9日、国土交通省、総務省、財務省が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査、及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果についてということで全部出ています。それはすぐわかることですね、いろんな。それで、ガイドラインの問題も出ています。法律的拘束力を持たないけれども、いわゆる指針により公表、または措置に努力することが求められている事項についてということで、工事内訳書等の問題等がいろいろ出されていますよね。だから、そういうことに対して、今さっきの情報公開の絡みで出てくるわけですよ、具体的に。つまり、非常にこれだけ全国的に、福島・和歌山・宮崎・長野下水道汚職とかいうことで、日々新聞紙上をにぎわすようになってくると、やはり国民の政治に対する不信というものがますます募っている。そのことが宮崎の例だと思うんですね。通常は、何の組織もないタレントが、そう簡単に大都会の住民でもないところで勝ってしまうという、こういう事態が起きましたね。ですから、それぐらい、ある意味では住民・県民の政治に対する不満、怒りというものがこの潜在的にほうふつとしてあるということだろうと思うんですね。ですから、先ほど来申し上げておりますように、こういう国の方から先に進んで行っちゃう。さらにまた別の資料もありますけど、これはトータルで入札制度改善の中身がございます。これもちょっと後でやるとして、そういう意味で工事費の内訳の開示についても、具体的に明らかにしていただくような取り組みをぜひお願いしたいというふうに思っております。

あと、これもインターネットで打ち出した平成18年9月20日の横須賀市の情報公開審査会の、要するに異議申し立てに対する答申が出ておるんですね。これ、設計金額等々いろいろ出ていますけれども、結論は、その全部を公開するべきであるというふうなことで言われております。そもそも入札及び契約に係る情報については、現在では談合等の不正行為の防止を図るためには、むしろ積算の根拠などを積極的に公表することが効果的であるとも考えられている。こういう認識なんですね。つまり化石であると、全く考え方が違ってしまうわけですね。そして、今のこの日本全国の状況というのは、こういうふうな、むしろ積極的に出すことによって、住民の政治参加、主人公の住民に対する政治が行われるんですよという認識と、いや、それを出せばますます談合を助長してしまうから出さん方がいいよという主張と、同じこの時代状況の中で共存しているんですね。ですから、先ほど申し上げたのは、全国の実態を把握して、事前公表している、あるいは長野なんかでも、例えば事前公表しているものを逆にやめるとかいう試行錯誤が続いているんですよ、実際問題は。ですから、最も県民、あるいは住民の税金を有効に生かすためには、どういう情報公開のあり方がいいのかということについての調査・研究を日々怠らないことが極めて大事なことなんです。ということからすれば、先ほどの、私がインターネットでとっておる資料を見れば、いろいろ設計額の事前公表であるとか、積算内容の事後公表とかいう問題が、もう県レベルではどんどん行われている。先ほどの市長の話から

すると、時代状況はまさにこういう方向に進んでいるんです。乳幼児だけ特別時代状況に合わせてやるけれども、その他のことは時代状況とは関係ない、瑞穂市は瑞穂市だということじゃない。そういう主体性があることは大事だけれども、やっぱり時代の状況の中で、国民が何を欲しておるか、そしてより住民の利益のためにどういう制度がいいのかということについて、今申し上げたとおり日々研究をすると、触覚を伸ばしてやる姿勢がないと、どんと陰で何が起ころってあまり驚かない、こんなものかなあ、世の中こんなものだよというような姿勢ではだめだということを申し上げておきたいと思うんですね。

時間がありませんので、あとちょっと極めて細かいことなんですけれども、自分が情報公開請求をする中で感じていることを言っておきます。

情報公開条例第7条は、公文書の公開義務として、「実施期間は公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下、非公開情報という）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない」と規定をして、個人情報については第2号で、「原則的に開示しない」というふうになっております。それでお聞きしたいのは、自己情報についてはどうなのかということなんです。自己情報についての情報公開請求の問題ですね。これは個人情報保護条例の第14条にございます。どういうことかということ、開示請求を規定しておるんですね。個人情報の保護条例の中では、個人から請求があったときは、実施機関は開示する義務があるという開示義務をやっているんです。ですから、この情報公開条例の中では、個人は原則的には出さないという規定だけがありまして、今申し上げました個人の自己情報についての開示請求権というものは明記をされていないんですね。これも、宮城県だとか、それから三重県等々も調べてみました。調べましたけれども、やはり情報公開条例には載っていませんね。ですから、そこら辺をどういうふうに考えたらいいのか。情報公開条例というものは、国民の知る権利として、自分の情報を知る権利があるはずだと思うんですけれども、個人情報の保護条例に別建てで個人の情報はそっちでやるというこの関係です。この関係をどう考えたらいいのかということ、この整理をどうするかということ、この点どう考えられますか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 私も、個人的な意見を言うわけにはまいりませんが、化石と言われるぐらい、固持をしようという気はありませんけれども、やはり時代の流れに沿って情報公開も当然なされていくべきだと思うし、それに沿って行政も対応していくということでもいいというふうに思っています。ただ、今の個人の自己開示という問題も、私個人的な意見では言えませんので、私たちは国等も考えて、そしてその中で市として考えていくということをしていかなければならないというふうには思っていますので、今現在どうしたらいいのかということは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それは違うと思いますよ。やっぱり先ほど申し上げた、化石的な思考回路のなせるわざであるというふうに思います。やはり両方を比べて読めば、普通これはどうということだろうなという問題意識が自然にわいてくるものですよ。そうすると、ほかのところをちょっと調べてみようかなあと調べてみる。そうすると、情報公開で最も進んでいると言われた浅野さんの宮城県で情報公開条例を見ると、載っていない。三重県で見ると、開示請求権ということで、個人情報保護条例の中で明らかにされているということがわかるんですね。けれども、私が当初問題意識として持った、なぜこれ情報公開条例の中で自己の情報の開示請求権というのは明記されないんだらうという疑問は残ったままなんです。いろいろ見ました。見て事実を知りました。知ったけれども、その事実について自分が納得しているかということ、問題意識はまだ残っておるんです。だから、やはり私はそういうことが、日々動いていく時代状況の中で、我々は一つの制度を見直す場合、これは何も情報公開制度や個人情報保護条例だけではありません。いわゆる市の行うさまざまな政策に対しても一緒なんです。政策をやったらやりっぱなしじゃだめですよ。その政策が具体的にどう実践されておって、どういう問題にぶつかっていて、どういう成果が得られるか、このことをフィードバックして、総括をしてもう一回住民に投げ返していく、このことのやはり繰り返しだと思うんですね。この中から、少しでも住民のためにプラスになる施策が、密着した、ぴたっと住民の雰囲気、空気、生活に密着したものになっていくと思うんですね。だから、そのところがやはり問題意識としてあるかどうかということなんですね。

一つのことをお聞きしますが、じゃあこの情報公開条例で、自己情報については開示請求できるのかできないのか、そのことについてちょっとお聞きをしておきます。そして、それがもしできるけれどもそれは公開をしないだとか、じゃあそうであるならばその根拠はなんですか。そのことをちょっとお答えください。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 自己情報開示については、基本的には今の規定をとりあえず解釈するしかないのが今の現状ではないかというふうに思っております。今、西岡先生がおっしゃいましたように、これからその問題について、自分の情報についても当然開示すべきではないかという点は出てくるかと思えます。ですから、今後そのあたりも踏まえて考えていく必要はあるかなあというふうには思っております。ただ、現在においては、規定の中で運用をさせていただくということしか方法はないのではないかというふうに思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そういう答弁ではいけないよ、こういう問題が起こるよということはこれから言っていきますからね。

情報公開条例の第20条、審査会への諮問の問題ですね。これは、不服申し立てがあったときは、速やかに瑞穂市情報公開審査会に諮問しなければならないという規定になっております。そこでお聞きをいたしますけれども、この「速やかに」というのは、具体的にどれほどの日数を想定しておるんですか。どれぐらいの期間なんですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 瑞穂市の情報公開条例の中を見ますと、速やかにということですので、それだけの日にちかという、1週間ぐらいではないかなあというふうに、速やかにという意味では理解しておけばいいんじゃないかというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 速やかにということの概念を一般的に1週間の枠の中だろうというふうに認識をされておることなんですけれども、やはり利用する側からしたときに、住民の立場からしたときに、速やかとか、その上にさらに修飾語をつけて可及的速やかにだとか、さらに急ぐような表現はいいんですけれども、抽象的ですよね。やっぱりこういう法律とか法の条文というものは、具体的にきちっと日にちを定め、1週間ぐらいというんだったら、別に1週間と書いたっていいわけでしょう。速やかにと聞かなければ、聞いたら1週間ぐらいですよと答えるのならば、最初から1週間と書いておれば、これを利用する人は、1週間で不服申し立てをした場合に諮問しなければならないというようなことがわかるわけですね。つまり逆算して、これから出してどれだけかかって、また返ってきてどれだけ出すかな、2週間、計算をしてさらにまた1週間計算してとこうやると、大体めどが出てきますよね。そういうふうに住民に見えるようにすることが、これはやっぱり住民サービスだと、情報公開を請求する主人公は住民なんですから、住民の使いやすいような情報公開制度に変えていくと、このことがやはり大事だということなんです。

今日の日数を決めた方がいいかどうかをちょっとお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 速やかにという意味では1週間以内ぐらいにそのことを始めるという意味でありまして、事の内容については、当然それからかかるものも出てまいりますので、また連絡をしながらということになるのが通常ではないかというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は具体的な日にちを条文の中に書き入れる、つまり条例を見直す、

これだけじゃないです。先ほどから申し上げたことも含めて見直すということが必要な時期に来ている。合併したときにやったら出したまま、議会で質問されたとき、抽象的な答弁でお茶濁すということではやはりだめだと思いますね。

あと、不服申し立てに関連して御質問申し上げますけれども、不服申し立ての様式がないんです。御存じですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 私も見させていただいておる範囲では、要は情報公開条例のみで、基本的なそういう具体的なものについてはないなというふうに思っています。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それで、担当の者がいろいろ苦労するんですよ。インターネットで、これ何て言うんでしたか、大阪の方の泉南市の情報公開不服申立書とか、あるいはまた、全然わからんのですが、様式第9号、9条関係情報公開不服申立書とか、こういうものを打ち出して私にくれて、どちらにしようかな、自分の好きなやつを選んでくださいよというような状況なんですよ。こういうことでいいんですかということなんです。

ということはどういうことかということ、様式が定まってないがゆえに、それぞれの請求者が来たときには、そのときそのときの雰囲気、担当者がかわったらその担当者の思惑でやってしまう、行政の客観性、物差しというものが定まらない、こういうことでいいのかということなんです。これは小さな一つの例だけだけれども、行政の基本的な姿勢として、ちゃんとそこに反映してある、映っておるんです。先ほどからずうっと一貫して言っておることは、そのことを言っておる。ですから、具体的には、住民の利益を考えれば、規則の中に明記をして、統一した様式をやはり私はつくるべきであるというふうに思いますが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） おっしゃるとおりだと思っております。整備をやはり進めていかなきゃならないというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） じゃあそれは、不服申立書をきちっと、今私が申し上げた規則の中に明記をして統一した様式をつくってください。これは住民にとって非常に助かります。

あとは、24条、審査会は委員5人をもって組織する。25条、委員は識見を有する者のうちから市長が任命するというふうにありますね。ちなみに、5人の方のお名前を教えてください。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 広瀬英雄さん、藤良寛さん、大野正博さん、大脇弘さん、奥村恒雄さん

の5人を選ばせていただいております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、5人の方のお名前を教えてくださいけれども、昨年だったと思いますが、熊谷議員が同様の不服申し立てをやったと思うんですけれども、そのときに、審査会の委員が任命されていなかったというふうなことはございませんか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） そのときの事情はちょっと私は存じかねます。選ばせていただきましたのは、18年8月18日選任ということで決めさせていただいております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 去年はこれ任命されていなかったんですか。

つまり、不服審査請求の申し立てをしたときにはなかったということ。それで、ないところで不服審査をしたってだれがやるんですか。慌てて任命をされたということの経過だと思うんですけれども、そもそもこの審査会というものは何のために存在するか、そのことをちょっと答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 要は、客観的に眺めて、そのことが不条理であるという場合に申請をいただくための審査会であるというふうに理解しております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 審査会は何のために組織されているかということに対する答弁の趣旨がずれていますね、僕の質問に対しては。どういうことかということ、先ほど熊谷議員が、不服申し立てをしたときには委員が任命されていなかったということは、これ物すごい大きな問題です。事務的にミスをしたという程度の問題じゃないんです。というのは、私が思うには、審査会というのは、やはり請求者の知る権利というものを非常に大事に考えておると思うんですね。救済機関だと思うんです。救済機関であって、私が思うには、請求者の知る権利を実質的に担保する重要な機関であると。これがなかった。つまり二重の網をかけている。知る権利というものはそれぐらい大事なんだという、国民の知る権利というのは、民主主義国家の主人公の国民として、知る権利というのは物すごく重視されなきゃいけない。ですから、それが請求して通らなかったときに、さらに不服申し立てをして救済機関、第三者機関です、これ。第三者機関としての救済機関を設置することによって、請求者の権利をもう一回見詰め直すという、そういう組織だと思う。ですから、その機関がないということは、一体どういうことかという

ことになるんです。どういう問題意識を持っているかということになる。これは、単なる小さな問題じゃないんです。考え方の問題。請求者に対する知る権利を二重に担保するための救済機関というものがいかに大事かということを考えて、それを設置してある。これを忘れたんですか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 結果的に言いますと、そのことを忘れていたということになると思います。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので、今の情報公開について結論だけ申し上げますけれども、結局は先ほど私が申し上げたように、日々変化していく時代状況を、腰を上げて、触覚を伸ばして調査・研究をする。これがいかに大事かといって、助役はそうだそうだみたいな相づちを打っていますけれども、だから全然やってきておることは違うんですよ、僕に言わせると。全然どこか夢を見ておるような、ぴんとこないのは夢を見ておるのか、現実なのかわからんような話でお茶を濁してはだめなんです、それでは、はっきり言って。だから、そういうことからやっぱり私はただしていくべきであるというふうに思っております。「うん」と言っただけで、やっていないんだからだめでしょう、それは。そのことをやはり客観的にお互い見詰め合わなければいけないということなんです。

ちょっと時間がありませんので、あと一方的にしゃべって答弁だけ求めます。

どうということかということ、入札制度の改善の問題ですね。これも本当は1時間かけてじっくりやらなければいけないんですけれども、質問だけして答弁をお聞きします。

総括質疑でお聞きしたときに関谷総務部長は、電子入札を平成20年度から実施するとの答弁だったと思います。その後聞いたのかな、個人的に聞いたんですかね。それで、さらに具体的な実施に向けた取り組み、この電子入札の実施について、その取り組みを具体的にもう少し説明してください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、平成19年度中に、この電子入札に向けてその準備を進めるというふうに申し上げております。この電子入札制度につきましては、県でその制度をまとめていただいておりますので、その制度に乗っかって瑞穂市も導入を図っていくというふうな計画でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この電子入札は、具体的に一般競争入札を導入することとリン

クになった話でしょうか、ちょっと聞いておきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 一般競争入札と、そして指名競争入札、そしてそのことと電子入札ということはまた別のことでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そうすると、電子入札を行うその根拠、理由というのは具体的にどういふことですか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 基本的には、事務の簡素化を図るといふことが第1点だといふふうを考えております。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので自分でしゃべりますけど、事務の簡素化で、それだけで電子入札をやるといふようなことだとすると問題ですよ。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 基本的には、今総務部長が申しましたように、業務の効率化が期待できるということでありまして、談合防止ということにも発揮するということでありまして、ただ電子入札が万能ではないという指摘がございまして、要は電子入札も談合が防止できるかといふと、万全ではないというのが現状であると思っております。そういう意味で、電子入札をもちろん事務の能率も含めてやっていくということでありまして。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 電子入札もそうなんですけれども、結局、入札制度全体を今後どうしていくかという調査・研究の中で電子入札をどう位置づけて、その根拠は何なのかといふふうな観点でなくて、一つ一つ脈絡のないような格好でやる問題じゃないと思うんです。それは入札制度の改善をどうするかということをもっと具体的に執行部はプロジェクトチームのようなものをつくってやるべき時期ですね。というのは、2月11日の中日新聞の記事で御案内のとおり、全市町村に一般入札を国交省がもうやりますね。要するに、素案のポイントとしては、全自治体で一般競争入札を導入と。指名競争入札は適応条件を厳格化し、縮小と。電子入札未実施の自治体は速やかに導入ということ、談合をどうなくしていくのかということ、3月末までに自治法の施行令や政令を改正して、国交省がマニュアルをつくっていくといふふうになっておりますね。ですから、そういうこととの関連で、先ほども一般競争入札をどうするか

という問題で言ったんですね。一般競争入札はどうしますか。

議長（藤橋礼治君） 助役 福野寿英君。

助役（福野寿英君） 現在、制度の中では一般競争入札と指名競争入札、随意契約、そして競り売りという制度になっております。その中で一般競争入札をという、今おっしゃいましたように、国の方の流れもそうでありますので、そのことについては、ただ即一般競争入札に我が市が行けるかという、やはり問題がたくさんございます。そのことを勉強させてもらって、その上でやっていきたいというふうに思っています。

〔19番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） あと、工事内訳書の問題だけ1点言っておきます。チェックをしているのかということですね。工事内訳書をなぜチェックしていただきたいかという、兵庫で入札参加業者に談合のための入札金額を指定した工事内訳書を配付した、こういう事例が出ておるんですよ。何%から何%までということをも本命業者が、全部指名された業者に先に教えている。だから、出てくる工事内訳書は、全部本命業者が手配したやつなんです。だから、それで出していますか、出ています出ていますと、例えば関谷総務部長が答えたって、そういうことがもしなされておれば何にもならん。業者にばかにされているだけということです。ですから、その工事内訳書のチェックの問題についても考えていただかないけない。

あと、入札監視の第三者機関の設置ですね。このこともぜひお願いをしたい。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） これで一般質問を終わります。

なお、傍聴の皆様方には、最後まで傍聴していただきまして、まことにありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

---

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） これで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後4時33分